

長野市中山間地域空き家改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の中山間地域の空き家の有効活用及び中山間地域への定住を促進し、中山間地域のコミュニティの維持及び地域の活性化を図るため、中山間地域に定住しようとする市外転入者又は空き家の所有者に係る中山間地域の空き家改修及び家財道具等処分に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信田、更府、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域の区域を除く。）の各地区をいう。
- (2) 空き家 長野市空き家バンク事業実施要綱（平成27年長野市告示第695号）の規定により登録された空き家をいう。
- (3) 空き家改修 住宅の性能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (4) 家財道具等処分 居住に当たって支障を来たす空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。
- (5) 市外転入者 過去において本市に居住したことがない者又はこの要綱による補助金の交付申請をした日前2年以内に市内に初めて転入した者をいう。
- (6) 地域おこし協力隊員 長野市地域おこし協力隊設置要綱（平成26年3月26日施行）に規定する長野市地域おこし協力隊員として2年以上勤務し、かつ、任期中の地域活動が良好であると市長が認める者（その任期の終了の日から1年以内の者を含む。）をいう。
- (7) 子育て世帯 同居する中学生以下の子どもを扶養している世帯をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 中山間地域に存する空き家の所有者から当該空き家を取得し、又は中山間地域に存する空き家の所有者との間において貸借契約が成立した空き家を改修しようとする市外転入者であって、次のアからカまでに掲げる要件を満たすもの
 - ア 20歳以上65歳未満であること。
 - イ 空き家バンク（長野市空き家バンク事業実施要綱第2第4号に規定する空き家バンクをいう。）に登録されていること。
 - ウ 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営に係わる経費を負担し、地域活動に積極的に参加することができることと認められること。
 - エ 当該空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 市区町村民税等の未納がないこと。

(2) 地域おこし協力隊員であって、前号イからカまでに掲げる要件を満たすもの

(3) 第1号又は前号に掲げる者にその空き家を売り渡し、又は貸借することが確実と見込まれる空き家の所有者であって、第1号イ、オ及びカに掲げる要件を満たすもの

(対象事業、対象経費及び補助率等)

第4 補助対象となる事業は、次に掲げる事業であって、市内に事務所又は事業所を有する事業者により行われるものとする。

(1) 空き家改修

(2) 家財道具等処分

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、国、県、市等から改修等の補助金の交付を受ける場合には、補助金の対象となる経費は、当該補助金の対象となる改修等以外の改修等に要する経費とする。

4 この要綱による補助事業の対象となった空き家については、重ねて補助金を交付しない。ただし、補助対象となった第1項各号に掲げる事業の種別以外の同項各号に掲げる事業の種別については、この限りでない。

(補助金の申請等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市中山間地域空き家改修等補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 空き家に係る登記事項証明書

(3) 改修工事に係る工事費の見積書

(4) 改修施工前の現場写真（外観・施工箇所）

(5) 空き家の間取り平面図及び設計図

(6) 空き家入居者の世帯全員の住民票

(7) 市税の納付確認に関する同意書又は本市に転入する前に居住していた市区町村が発行する納税証明書

(8) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(9) 家財道具等処分に係る見積書

(10) 家財道具等処分を行う前の写真

(11) 空き家の所有者からの家財道具等処分に係る申立書（家財道具等の処分の申請者が市外転入者あるいは地域おこし協力隊員の場合に限る。）

(12) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、着工前20日までとする。

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市中山間地域空き家改修等補助金交付事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市中山間地域空き家改修等補助金交付事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市中山間地域空き家改修等補助金交付事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 改修等工事の施工実施箇所及び施工内容の分かる図面及び書類

(2) 改修等工事に係る契約書及び領収書の写し

(3) 改修後の施工箇所の写真

(4) 家財道具等処分に関して事業の内容が分かる明細書及び領収書の写し

(5) 家財道具等処分に係る作業中及び作業後の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市中山間地域空き家改修等補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(補助金の返還)

第9 規則第13条及び第14条に定めるもののほか、市長は、次のいずれかの事由が生じたときは、その交付決定を取り消し、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 補助事業の完了した日(以下「完了日」という。)から5年を経過する日までに、改修した空き家を取り壊され、又は売却されたとき(第3第3号に掲げる者から第3第1号又は第2号に掲げる者へ売却された場合を除く。)

(2) 完了日から5年を経過する日までに第3第1号又は第2号に掲げる者が空き家から転居したとき。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成27年長野市告示第696号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(長野市中山間地域空き家改修事業補助金交付要綱の廃止)

2 長野市中山間地域空家改修事業補助金交付要綱（平成19年長野市告示第34号）
は、廃止する。

附 則（平成29年長野市告示第 327号）
この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4関係）

区分	対象となる経費		補助率	備考
空き家 改修工 事	建築設備	電気（昇圧）、上下水道設備の改修、新設、給湯器の新設、交換等に要する費用	3分の2以内。 ただし、100万円を限度とする。	市外転入者及び地域おこし協力隊の子育て世帯のうち中学生以下の子どもが1人いる場合は限度額を110万円、2人いる場合は限度額を120万円、3人以上いる場合は限度額を130万円とする。
	居室	居住するために必要な浴室、トイレ、台所及びこれらに附属する備品類の改修に要する費用		
	主要構造部	壁、柱、床、はり及び屋根の改修に要する費用		
	その他	畳、ふすま、障子及びガラス（サッシ）の交換等に要する費用		
家財道具等処分	居住に当たって支障を来たす空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分に要する費用		10分の10以内。 ただし、10万円を限度とする。	